

経営管理権集積計画の作成に係る特例措置の概要

原則

森林所有者全員が知れており、
全員が計画作成に同意

経営管理が適切に行われていない森林の特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

森林所有者
市町村
都道府県

申出

計 画 作 成
(森林所有者の同意を徴収)

計画公告

権利設定

共有者不明森林の特例

- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

登記名義人及び、出生から死亡まで一連の戸籍等から判明する相続人

探索

公告

同意みなし

異議の申出

公告から6月以内に申出がなければ、
同意みなし

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

探索

公告

裁定

同意みなし

申出

公告から6月以内に申出がなければ、
その後4月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意

勧告

通知

裁定

同意みなし

不同意

意見書
の提出

勧告から2月以内に同意がなければ、
勧告から6月以内に市町村長が
都道府県知事に裁定を申請

【留意事項】

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
 - ・共有者不明森林
→ いつでも取消申出可
 - ・所有者不明森林
確知所有者不同意森林
(※意見書提出者に限る)
→ 計画公告から5年以降に
取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
または、
② やむを得ない事情かつ
民間事業者に対し損失
の補償を行った場合に
取消申出可